

# 「事故米穀の不正規流通問題」を通じて\*

戸倉恒信

e-mail : douis@ms53.hinet.net

2008年に起きたいわゆる「事故米穀の不正規流通問題」の特殊性は、「食の安全」や「消費者の不安」といった意味的限定のない標語が新聞紙面を覆いつくし、この問題による実質的な「被害者」は流通先リストの公開を受けて発生したとされる自殺者以外、殆ど特定不能な部分にあった。そこで本論ではこの「事件」の発生原理をみつめ、『食品安全基本法』の目的に照らしながら社会構成員に与えられている「役割」が一体何であるのかを指摘してゆく。

『食品安全基本法』総則第一条には：「国、地方公共団体、及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにする」という目的が掲げられている。では、昨年発生した「事故米穀の不正規流通問題」を通じ、社会構成員夫々に与えられている「役割」が何かを明らかにすることはできるだろうか。

まず国はこの「事件」報道を受け、転売された米は「安全」であるという情報を発信している。そして農水省は、三笠フーズのカビ米処置に対し、一方で付着部の除去を理由に食品衛生法に該当しないと判断しながらも、他方で政府保有の「事故米」の全てを焼却処分している。安全であるものを焼却処分にするという判断には、根本的な誤りがある。

当時、識者諸氏は『新聞』媒体を通じて「汚染米」という語を以って持論を展開し、汚染の「恐れのある米」と「汚染のない米」との認識区別を、輸入ミニマムアクセス（MA）米と国産米との間に求めている。その結果、MA米が今回の問題の発生原因だと画定されている。しかしそうすると、「今回の問題」を構成するには政府は国産米を備蓄しないという前提が必要となるはずである。なぜなら「汚染」認識の根拠であるとされたカビや農薬の付着は国産米にはないなどという事実は実証不能だからである。このような事実無根の恣意的判断をした識者諸氏は、自らの言説が如何なる結果を招いていたのかを改めて検証すべきであろう。

当時『新聞』は、農水省による「安全情報」や「風評被害の防止策」によって逆に「消費者の不安」が募ったと報じ、危険レベルが低いというなら尚更事実関係を明確にしなければならない、という提言をしている。そしてこういう非論理的な言説が「世論」であることを受け、政府は三笠フーズの流通先リスト公開に踏み切ったのであるが、これによって造成された「風評被害」を前に、消費者及び消費者を代弁する識者、また報道関係者は自らに与えられてい

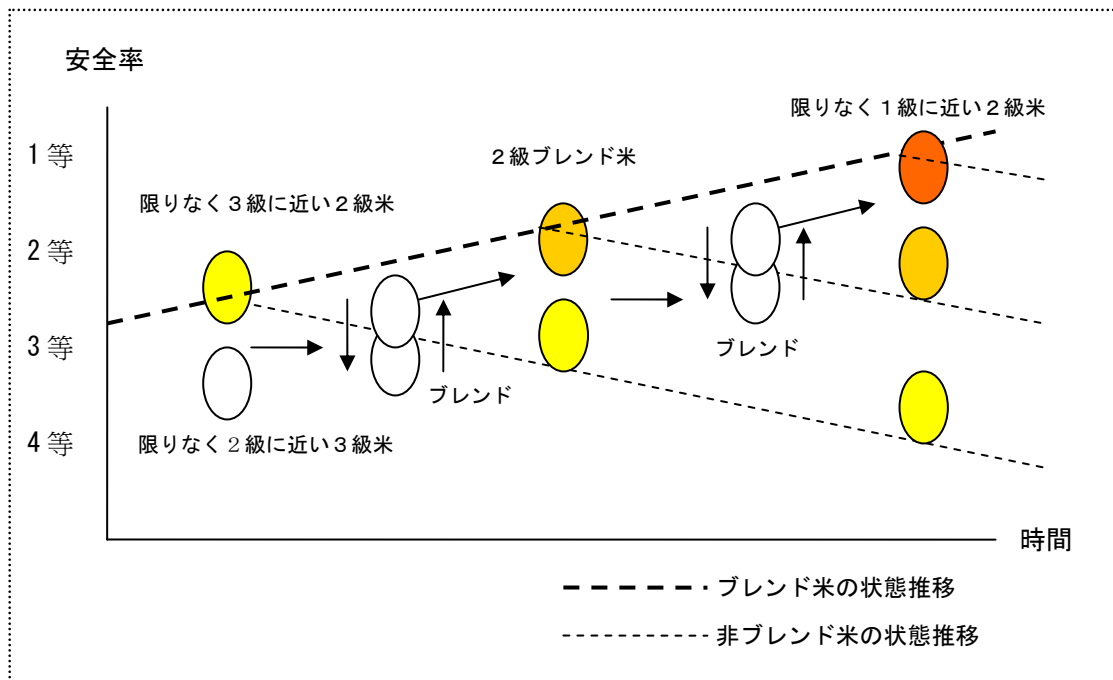
---

\* 本論は、『食品と科学』誌（2009年6月～11月）に連載された拙著『モラルハザードの両義性：事故米報道は何を伝えたのか』の内容を総括したものである。

る社会的責務が何であったのかを今一度思考すべきであろう。なぜなら、消費者の代弁者とは、無制限に権利を主張するだけがその役割ではなく、消費者としての思考を行う社会的義務を同時に負っているからである。言うまでもなく「消費者」とは、新聞記者や識者が恣意的な持論を展開するための道具なのではない。

ところで、事故米穀の不正規流通問題が事件化される前日、『新聞』には「コメ不足に苦しむフィリピンを支援するため、輸出国である米国の要請に基づき、日本はMA米の在庫から20万トン割安で売却することを決めた」という記事が掲載されている。換言すると、三笠フーズの問題が事件化されてから、近隣国を「援助」する日本の勇姿は紙面から消失していたのである。つまりMA米とは単なる「転売」物資であり「援助」物資などではないことが今回の問題を通じて実証されたことをMA米の「再輸出」に携わる食品関連事業者は直視すべきではないのか。なぜなら、日本が参与する国際的食糧転売行為は少なくとも半世紀以上継続して行われているのであり、その延長線上のこととして国内での余剰物資の転売が行われているからである。国際的陋習を断ち切るには、関連事業者がそういう行為には参与しないという主体的決断が必要となるはずであり、それが対外的に示される世論だと考えられるからである。

### 等級欠状差と安全率の関係



© Tsunenobu TOKURA 2009

米の流通経路が複雑であり偽装の温床になっている事は一般に知られる通りであるが、それならば消費者はブレンド行為によって生じる等級欠状差が

安全を担保するというパラドクスを知るべきであろう。そもそも「安全」とはある基準から選別された実体的な銘柄や商品を指す概念ではなく、選別されゆくものを再びブレンドしてゆく一連の「動作」によって担保されてゆく概念である。一年に一度収穫される米穀は、産地の倉庫から家庭の米櫃に至る全ての保管場所に於いて、時間の経過と共に漸变的な劣化を伴わせており、ブレンド「行為」によってモノのコンディションは維持され、またそれを向上させてゆくからである。等級を構成する要素は多岐にわたるが、農産物は工業製品とは違い毎年の作柄に対する判断基準も異なるのであるから、毎年の各要素に於ける最大或いは最小限の各クオリティ項を鑑みて、匠にブレンドを継続してゆけば、偽装の温床となっている実体化された非ブレンド米に比して「安全」の維持向上は可能となる。今回の事件の主旨とは、産地等の偽装を伴った残留農薬米とカビ米の横流しであるが、そもそも流通する全ての米に対し、残留農薬と菌の付着がない、などという事実は存在せず、全ての米に対し、これらの試験を行う事も不可能なのだから、消費者が何らかの信念に基づいて同一銘柄米を購入し続けたり、またそのまま盲目的に消費し続けることが「安全」だとはいえないはずである。消費者が米櫃に向き合いながら最も軽便にできる危険回避の方法とは、継続的に行うブレンド「行為」に他ならない。

2009年11月23日